



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1

公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） 1
- 予算の公表（財政課） 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 2
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 2
- 港湾隣接地域を指定することについての公聴会の開催（港湾課） 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・5件（都市計画・モノレール課） 4
- 開発行為に関する工事の完了・6件（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所） 6

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 8
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施 14
- 身体障害者を対象とした沖縄県職員採用試験の実施 19

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 22

告 示

沖縄県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、久志真土地改良区から申請のあった久志地区土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）計画の変更について、平成28年3月23日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成28年4月11日から同年5月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成28年4月10日から同月13日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成28年3月28日県議会の議決を経た平成28年度沖縄県一般会計予算、平成28年度沖縄県特別会計予算及び平成28年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成28年 4 月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年5月29日まで縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年3月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人文化経済フォーラム
- 3 代表者の氏名 具志堅勝也
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県中頭郡西原町字翁長454番地の17
- 5 定款に記載された目的 この法人は、文化と経済が接合した心豊かな社会の実現を目指す。広く一般社会人及び青少年を対象として、文化経済に関する政策提案型の調査・研究・実践等の事業及び活動を通じて生涯教育、後継者育成、生きがいの創出、地域振興、環境保護、文化芸術活動等に寄与し、以て、社会貢献に資することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成28年4月8日から同年8月8日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 貞方宏司
- 3 届出年月日 平成28年3月17日
- 4 変更した事項
 - (1) 当該大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 大嶋秀昭
変更後 代表取締役 貞方宏司
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 大嶋秀昭
変更後 代表取締役 貞方宏司
- 5 変更の年月日 平成26年6月24日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成28年4月8日から同年8月8日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市宇仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 貞方宏司
- 3 届出年月日 平成28年3月17日
- 4 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 72台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 66台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。）
- 5 変更する年月日 平成28年11月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域を指定することについて次のとおり公聴会を開催する。

平成28年4月8日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成28年4月18日 午前10時開始
- 2 場所 川田公民館 うるま市宇川田259番地
- 3 指定しようとする地域 中城湾港川田地区 基点1と基点1から180度00分00秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点1から基点26までを順次直線で結んだ線、基点26と基点26から239度36分59秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域
 - 基点1 三等三角点（儀2）古謝（北緯26度20分33秒6752、東経127度49分55秒9992）から85度09分17秒3,005.347メートルの地点
 - 基点2 基点1から102度53分16秒10.926メートルの地点
 - 基点3 基点2から102度13分12秒5.013メートルの地点
 - 基点4 基点3から107度20分12秒5.081メートルの地点
 - 基点5 基点4から136度24分34秒88.309メートルの地点
 - 基点6 基点5から163度29分03秒2.512メートルの地点
 - 基点7 基点6から136度43分00秒3.611メートルの地点
 - 基点8 基点7から135度53分06秒67.196メートルの地点
 - 基点9 基点8から135度32分13秒42.630メートルの地点
 - 基点10 基点9から122度50分49秒6.069メートルの地点
 - 基点11 基点10から56度47分50秒99.673メートルの地点
 - 基点12 基点11から86度28分18秒15.096メートルの地点
 - 基点13 基点12から116度46分55秒6.383メートルの地点

基点14 基点13から140度14分19秒15.962メートルの地点
基点15 基点14から152度13分15秒24.460メートルの地点
基点16 基点15から147度41分42秒40.954メートルの地点
基点17 基点16から147度55分16秒60.067メートルの地点
基点18 基点17から154度15分13秒5.071メートルの地点
基点19 基点18から148度01分08秒24.672メートルの地点
基点20 基点19から147度56分31秒22.407メートルの地点
基点21 基点20から147度42分07秒13.234メートルの地点
基点22 基点21から148度02分39秒14.809メートルの地点
基点23 基点22から149度00分46秒14.321メートルの地点
基点24 基点23から151度14分35秒14.371メートルの地点
基点25 基点24から150度31分01秒16.752メートルの地点
基点26 基点25から149度37分15秒19.536メートルの地点

- 4 意見の申出の方法及び提出期限 指定しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、平成28年4月14日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・那22号古波蔵上線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線沿線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線沿線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・1号饒波川線
 - 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 宜保地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年8月8日 沖縄県指令土第942号、平成27年11月12日 沖縄県指令土第885号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 大宜味村字塩屋念蒲1306番6ほか2筆（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大宜味村字大兼久157番地 大宜味村長 宮城功光
- 5 検査済証番号 平成28年3月24日 第4285号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年2月9日 沖縄県指令土第96号、平成27年4月7日 沖縄県指令土第529号（変更）、平成28年3月8日 沖縄県指令土第179号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川538番ほか11筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字新川470番地1 社会福祉法人千尋会 理事長 橋本俊三
- 5 検査済証番号 平成28年3月24日 第4286号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月19日 沖縄県指令土第627号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波17番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安1096番地1 眞マンション207号 座安正也
- 5 検査済証番号 平成28年3月28日 第4287号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年3月3日 沖縄県指令土第134号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安若知花原132番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市具志3丁目32番23号 上原真章
- 5 検査済証番号 平成28年3月29日 第4288号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月2日 沖縄県指令土第589号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘187番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇304番地ファミリーマンションN. S3-B号室 永山享
- 5 検査済証番号 平成28年3月29日 第4289号
- 6 工事完了年月日 平成28年3月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月7日 沖縄県指令土第786号、平成26年2月17日 沖縄県指令土第92号（変更）、平成26年8月20日 沖縄県指令土第967号（変更）、平成27年3月18日 沖縄県指令土第420号（変更）、平成27年3月25日 沖縄県指令土第464号（変更）、平成28年2月24日 沖縄県指令土第108号（変更）、平成28年3月30日 沖縄県指令土第285号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護4607番1ほか2筆（5工区及び6工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 5 検査済証番号 平成28年3月30日 第4290号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月7日 沖縄県指令南土第1189号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長49番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城493番地3センチリー21Ⅱ405号 津波英幸
- 5 検査済証番号 平成28年2月15日 N第633号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月2日 沖縄県指令南土第193号、平成28年2月18日 沖縄県指令南土第154号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字稲嶺長升原1831番1ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市字上間205番地1 株式会社ランバーランド 代表取締役 平良哲哉
- 5 検査済証番号 平成28年2月23日 N第634号
- 6 工事完了年月日 平成28年1月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月25日 沖縄県指令南土第1326号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平世星原790番6、790番9及び796番21
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市西原四丁目30番7号サンヴィレッジ浦西301号 宮平義胤
- 5 検査済証番号 平成28年2月29日 N第635号
- 6 工事完了年月日 平成28年2月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月27日 沖縄県指令南土第378号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘38番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市安波茶一丁目53番13号幸福アパート302 長嶺智彰、浦添市安波茶一丁目53番13号幸福アパート302 長嶺沙慧子
- 5 検査済証番号 平成28年2月29日 N第636号
- 6 工事完了年月日 平成28年2月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年4月8日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年1月8日 沖縄県指令南土第5号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字仲間480番1ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字津嘉山1687番地1 株式会社東商会 代表取締役社長 玉城寛
- 5 検査済証番号 平成28年2月29日 N第637号

6 工事完了年月日 平成28年 2月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 4月 8日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 3月13日 沖縄県指令南土第246号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波496番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田243番 1 新垣吉美
- 5 検査済証番号 平成28年 3月 8日 N第638号
- 6 工事完了年月日 平成28年 1月25日

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成28年 4月 8日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

種類	試験区分	採用予定数	職務内容
上 級	行 政 I	30名程度	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	社 会 福 祉	若干名	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	電 気	若干名	
	機 械	若干名	
	土 木	20名程度	
	建 築	若干名	
	化 学	若干名	
	農 業	若干名	
	農 業 土 木	若干名	
	農 芸 化 学	若干名	
	畜 産	若干名	
	林 業	若干名	
	水 産	若干名	
	病 院 事 務	若干名	病院事業局の県立病院等において、病院経営事務に従事します。
警 察 事 務	若干名	警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。	

中 級	県立学校事務Ⅰ	若干名	県立学校において、学校事務に従事します。
	県立学校事務Ⅱ	若干名	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市 町 村 立 学 校 事 務	10名程度	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初 級	一 般 事 務	11名程度	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	土 木	若干名	知事部局において、土木に係る専門的職務に従事します。
	農 業 土 木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警 察 事 務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、一種類につき一試験区分に限ります。ただし、「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

2 試験区分「行政Ⅰ」及び「一般事務」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なるので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

3 「行政Ⅰ」、「一般事務」及び「警察事務」については、拡大文字による受験もできます。拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

4 採用予定数については、変更になる場合があります。

5 試験区分「市町村立学校事務」で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ち、給与を支給しますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、県内市町村立の小学校及び中学校での勤務となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

	種 類	試 験 区 分	要 件
年 齢	上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴不問） 2 平成7年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成29年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
	中 級	県立学校事務Ⅱ	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は平成29年3月までに当該資格を取得する見込みの者

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

(2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることにはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試験	種類	日 時	試験地
第1次試験	上 級	6月26日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 浦添市 那覇市 宮古島市 石垣市
	中 級	9月25日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	浦添市 那覇市 宮古島市 石垣市
	初 級	9月25日（日曜日） 9時00分から12時00分まで（一般事務、警察事務） 9時00分から15時30分まで（土木、農業土木）	名護市 那覇市 宮古島市 石垣市
第2次試験	上 級	7月下旬から8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級 初 級	10月下旬から11月中旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

種類	試験	試験種目 (配点)	内 容
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式（40問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
	第2次試験	口述試験 個別面接 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		集団討論 (30)	個別面接を補完し、多角的かつ総合的な人物評価を行うため集団討論による試験を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1,000字以内）を行います。（2時間）
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
			公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）

中 級	第1次試験	教養試験 (100)	問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1,000字以内)を行います。(2時間)
資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
初 級	第1次試験	教養試験(全試験区分) (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験(土木、農業土木) (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 一般事務、警察事務(60) 土木、農業土木(120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		作文試験 一般事務、警察事務(30) 土木、農業土木(60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
	資格調査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。
- 3 所定の試験種目を全て受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け	沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545]
	名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2170]
	コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500]
	宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551]

取る方法	八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号 (0980) 82-3040] 沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号 (03) 5212-9087] 沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号 (06) 6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号 (052) 263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛ての封筒の表に「上級、中級又は初級試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月22日（金曜日）	7月4日（月曜日）
受付期間	5月9日（月曜日）から5月20日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月19日（火曜日）から8月1日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受付時間	9時から17時15分まで	
申込先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込先宛ての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「上級試験受験申込書在中」、「中級試験受験申込書在中」又は「初級試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書と併せて提出（同封）してください。なお、受付期限までに提出（同封）できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。 上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類 ○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、申込書の余白にその旨記入してください。 ○点字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政Ⅰ」及び初級「一般事務」のみ）。 ○拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政Ⅰ」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ）。 	
受験票の交付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは上級試験については6月中旬に、中級・初級試験については9月中旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。	

注 申込み後は、申込みをした試験区分、第1次試験地の変更は認めません。

(3) インターネットによる受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級

受 付 期 間	5月9日（月曜日）から5月18日（水曜日）まで	7月19日（火曜日）から7月28日（木曜日）まで
受 付 時 間	24時間（ただし、受付期間初日は9時から）	
申 込 方 法	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（下記URL）へアクセスし、「電子申請の操作手順」の指示に従って申込みをしてください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</p> <p>○【電子申請（インターネットによる申込み）を利用する際の注意事項】 電子申請による受験申込みは、大きく分けて次の3つの手順を踏む必要があります。</p> <p>①電子申請を利用するための登録（利用者IDの取得、パスワードの設定） ②取得した利用者IDによる受験申込み ③人事委員会が発行する「受験票」の取得</p> <p>○①は、県庁の電子申請サービスを利用するための手順であり、②の受験申込手順ではないので注意してください。 仮に①の手続で終了し、②の手続を行わなかった場合、「人事委員会に対して受験申込みはされていない」状況となり、受験できませんので、よく注意してください。</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>○点字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政I」及び初級「一般事務」のみ）。</p> <p>○拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください（上級「行政I」、上級「警察事務」、初級「一般事務」及び初級「警察事務」のみ）。</p>	
受 験 票 の 発 行	<p>受験資格審査の結果、申込内容に不備がなければ、上級試験については6月中旬に、中級及び初級試験については9月中旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛てに送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷してください。試験日の6日前（月曜日）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>	
注 意 事 項	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできます。「電子申請の操作手順」を確認の上で手続をしてください。</p> <p>○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。</p> <p>○取得した利用者IDによる受験申込み終了後、登録されたメールアドレス宛てに受信確認メール（利用者情報登録メールではありません。）が送信されますので、よく確認してください。</p> <p>○印刷した受験票（A4サイズ）は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。</p> <p>○受験票「提出用」に顔写真（申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度）を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。</p> <p>※「社会福祉士」について、社会福祉士登録証の写しを提出する場合は、窓口又は郵送により申込みをしてください。</p>	

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	上 級	中・初 級	
第1次試験合格者	7月8日（金曜日）	10月7日（金曜日）	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ（ http://www.pref.okinawa.jp/ ）に掲載します。また、合格者に通知します。
最 終 合 格 者	9月上旬	11月下旬	

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。各任命権者は人事委員会

から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は原則として平成29年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与等

初任給は、平成28年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	176,700円（研究職189,800円）
中 級	157,300円
初 級	144,600円

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成28年4月8日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試 験 区 分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官A（男性）	沖 縄 県	31名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官A（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官A（武道指導）	沖 縄 県	若干名	
警察官B（男性）	沖 縄 県	31名程度	
	警視庁（東京都）	2名	
	千 葉 県	2名	
警察官B（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官B（武道指導）	沖 縄 県	若干名	

注 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢及び学歴

	都県名	年 齢	学 歴
	沖縄県	昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者	1 大学を卒業した者又は平成29年3月までに大学を卒業する見込み

警察官 A	警視庁	昭和61年7月12日から平成7年4月1日までに生まれた男性	の者 2 沖縄県、警視庁又は千葉県が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	千葉県	昭和58年4月2日以降に生まれた男性	
警察官 B	沖縄県	昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者	上記に掲げる者以外の者
	警視庁	昭和61年10月18日から平成11年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性	

注1 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 「高度専門士」の称号を取得又は平成29年3月までに取得する見込みの者、職業能力開発大学校応用課程等を卒業又は平成29年3月までに卒業する見込みの者は、警察官Aの受験資格となります。警察官Bでの受験はできませんのでご注意ください（詳細は沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせください。）。

(2) 「武道指導」区分を受験する者は、上記の受験資格のほかに次の条件が必要となります。

警察官 A	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において3段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者
警察官 B	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において2段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

	試験	試験種目	日 時	試験地	
警察官 A	第1次試験	体力検査 I	7月9日（土曜日）	沖縄市	
		教養試験	7月10日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	那覇市 西原町	
	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。				
	第2次試験	8月上旬から8月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。			
警察官 B	第1次試験	体力検査 I	10月15日（土曜日）	沖縄市 宮古島市 石垣市	
		教養試験	10月16日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	名護市 那覇市 宮古島市 石垣市	
	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。				
	第2次	11月中旬から11月下旬までを予定していますが、試験の日時、試験会場等につ			

試験 については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。

注1 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込み後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。なお、体力検査Ⅰの開始時刻は、受験票でお知らせします。

2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者並びに「武道指導」区分の受験者は、第1次試験の体力検査Ⅰは実施しません。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、警視庁等から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官A	警察官B
第1次試験	体力検査Ⅰ	職務遂行に必要な持久力についての検査(20mシャトルラン)を行います。	
	教養試験(100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
第2次試験 (沖縄県のみ)	論作文試験(30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1,000字以内)を行います。(2時間)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
	口述試験(60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。	
	身体検査	胸部疾患、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査Ⅱ	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査(腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし・握力)を行います。	
	資格加点(6)	「武道指導」区分以外について、「4(3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
	武道検査(100)	「武道指導」区分について、柔道又は剣道の実技試験を行います。	
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。		

注1 試験種目、配点等は沖縄県のもので、都県により異なる場合がありますので、詳細は各都県にお問い合わせください。

2 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱います。

3 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります(資格加点を除く。)

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準

試験種目	検査種目 (検査項目)	合格基準	
		男性・武道指導(男性)	女性・武道指導(女性)
体力検査Ⅰ	20mシャトルラン	60回	35回
体力検査Ⅱ	腕立て伏せ	30回(2秒に1回)	10回(2秒に1回)
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
	握力	左右平均45kg以上	左右平均25kg以上
身体測定	身長	おおむね160cm以上であること。	おおむね154cm以上であること。
	体重	おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。
	胸囲	おおむね78cm以上であること。	問いません。
	その他	身体の諸機能が健全であること。	
身体検査	聴力	正常であること。	
	視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
	色覚	職務に支障がないこと。	

注1 体力検査Ⅰは「武道指導」区分を除く。

2 体力検査Ⅱでは、4種目のうち2種目以上が基準に達している場合に合格となります。

3 警視庁及び千葉県の身体基準は次のとおりです。詳細は各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身長	体重	胸 囲	視 力	色 覚	聴 力	その他
警 視 庁 (東京都)	おおむね 160cm以上 であること。	おおむね 48kg以上 であること。	/	裸眼視力が両眼とも 0.6以上、又は矯正 視力が両眼とも1.0 以上であること。	警察官としての職務 執行に支障がないこ と。	/	身体の運動機能 が警察官として の職務遂行に支障 がないこと。
千 葉 県	おおむね 160cm以上 であること。	おおむね 47kg以上 であること。	おおむね 78cm以上 であること。	両眼とも裸眼視力が 0.6以上であるこ と。又は両眼とも矯 正視力が1.0以上 であること。	職務遂行上 支障がない こと。	/	職務遂行上支 障がないこ と。

(3) 資格加点について

沖縄県警察官A又は沖縄県警察官B採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分	資 格 等
語 学	英 語 ①実用英語技能検定(英検) 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT: 460点以上、iBT: 48点以上 ④国際連合公用英語検定(国連英検) C級以上
	中国語 ①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上 ③中国語コミュニケーション能力検定(TECC) 400点以上
	韓国語 ①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿 記	①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上

情報処理	情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格	
武	柔道	講道館が認定する初段以上
	剣道	全日本剣道連盟が認定する初段以上
道	空手	全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派（少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系、上地流系）が認定する初段以上

- 注1 資格等は、第1次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限り、ただし、語学については、第1次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したものに限り有効とします。
- 2 証明書類の提出方法等は、第1次試験合格通知でお知らせします。
- 3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県警察本部警務課人事係及び沖縄県内各警察署に受験申込書を置いてありますので、直接お受け取りください。
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事係宛ての封筒の表に「警察官A又は警察官B採用試験受験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

	警 察 官 A	警 察 官 B
試験案内等配布開始日	4月22日（金曜日）	7月4日（月曜日）
受 付 期 間	5月9日（月曜日）から5月20日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月19日（火曜日）から8月1日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時30分から18時15分まで	
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは警察官A採用試験については6月下旬に、警察官B採用試験については10月上旬に受験票を郵送します。試験日の5日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。	
申 込 先	沖縄県警察本部警務課人事係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2] 及び沖縄県内各警察署	
申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事係又は沖縄県内各警察署に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事係宛ての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「警察官A採用試験受験申込書在中」又は「警察官B採用試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるもの限り受け付けます。 ○「警察官A（武道指導）」又は「警察官B（武道指導）」で申し込む場合は、2(2)の条件が必要になりますので、以下の証明書等を受験申込書とあわせて提出（同封）してください。 	

警察官A（武道指導）：3段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し
警察官B（武道指導）：2段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し

注1 警察官Bについては、申込み後、第1次試験地の変更は認めません。

2 申込みは窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みは出来ません。

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	警察官A	警察官B	
第1次試験合格者	7月22日 (金曜日)	10月28日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最 終 合 格 者	9月上旬	12月中旬	

注 警視庁又は千葉県の場合には、後日、警視庁又は千葉県人事委員会から通知があります。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に登載されます。警察本部長は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は、原則として平成29年4月1日以降ですが、警察官Aについては、既卒者の場合、平成28年10月1日付けで採用される場合もあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 警察官Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し6か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し10か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- (7) 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

8 給与等

- (1) 初任給は、平成28年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官A	202,400円	252,100円	236,421円
警察官B	166,700円	212,700円	200,778円

- (2) 警視庁については、平成28年1月1日現在の給料月額に地域手当を加えたもの（100円未満切り捨て）で、千葉県については、平成28年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。
- (3) 昇給は、原則として毎年1回行われます。また、勤務成績、研修成績が優秀な場合の特別昇給制度があります。

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成28年4月8日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
一般事務	若干名	知事部局等において、一般行政事務に従事します。

注1 点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 受験資格

(1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のアからエまでの全てに該当するもの。

ア 昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

イ 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

エ 沖縄県内に居住する者（通学のため一時的に県外に居住している者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない者も受験できます（警察本部に採用される場合には日本国籍を有する必要があります。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」である必要があります。

3 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験会場
第1次試験	10月16日（日曜日） 9時00分から11時30分まで	名護市	沖縄県北部合同庁舎若しくは名護商工高等学校
		那覇市	沖縄県立看護大学
		宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山合同庁舎
第2次試験	11月中旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容
第1次	教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（40問）による

試 験	(100)	高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
第2次試験	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
資 格 調 査		受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	<p>沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545]</p> <p>名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2834]</p> <p>コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500]</p> <p>宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551]</p> <p>八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040]</p> <p>沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087]</p> <p>沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号(06)6344-6828]</p> <p>沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号(052)263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。</p>
郵便で入手する方法	<p>郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局宛ての封筒の表に「選考試験試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号241mm×335mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。</p>

(2) 受付期間、申込方法等

試験案内等配布開始日	7月4日(月曜日)
受 付 期 間	7月19日(火曜日)から8月1日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受 付 時 間	9時から17時15分まで
受 験 票 の 交 付	<p>受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは10月上旬に受験票を郵送します。試験日の6日前(月曜日)までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局(電話番号098-866-2545)に連絡してください。</p>
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]

申 込 方 法	<p>○受験申込書及び受験票に必要事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って提出してください。</p> <p>○郵便で申し込む場合には、上記申込み先宛での封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>○身体障害者手帳の写しを受験申込書と併せて提出（同封）してください。</p>
---------	---

注1 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。

2 申込みは窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込みは出来ません。

6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	10月28日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与

初任給は、平成28年4月1日現在で、140,100円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

9 その他

試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成28年沖縄県選挙管理委員会告示第2号は、廃止する。

平成28年4月8日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,297
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 239,354

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,698
うるま市	30,991
沖縄市	35,019
宜野湾市	24,538
浦添市	28,484
那覇市	84,315
豊見城市	15,386
南城市	11,077
糸満市	15,167
宮古島市 (宮古郡を含む。)	14,514
石垣市 (八重山郡を含む。)	14,067
国頭郡 (島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。)	18,185
中頭郡	39,189
島尻郡 (伊平屋村及び伊是名村を除く。)	24,984

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 尚生堂
〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成28年度沖縄県一般会計予算、平成28年度沖縄県特別会計予算及び平成28年度沖縄県企業会計予算の要領

平成28年度沖繩県一般会計予算

平成28年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ754,156,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)
- 第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
- (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入		款	項	金額
1	県	税		117,346,000千円
			1 県民税	39,758,000
			2 事業税	23,331,000
			3 地方消費税	25,483,000
			4 不動産取得税	3,808,000
			5 県たばこ税	1,839,000
			6 ゴルフ場利用税	795,000
			7 自動車取得税	793,000
			8 軽油引取税	7,146,000
			9 自動車税	13,342,000
			10 鉱区税	7,000
			11 狩猟税	2,000
			12 石油価格調整税	1,009,000
			13 産業廃棄物税	33,000
2	地方消費税清算金			46,958,016
3	地方譲与税			19,950,938
			1 地方法人特別譲与税	19,196,800
			2 地方揮発油譲与税	575,055
			3 石油ガス譲与税	26,361
			4 航空機燃料譲与税	152,722
4	市町村たばこ税県交付金			209,436
			1 市町村たばこ税県交付金	209,436
5	地方特例交付金			258,490
			1 地方特例交付金	258,490
6	地方交付税			206,550,000
			1 地方交付税	206,550,000
7	交通安全対策特別交付金			356,900
			1 交通安全対策特別交付金	356,900

款	項	金額
8 分担金及び負担金		864,192 千円
1 分担金	1 分担金	82,317
2 負担金	2 負担金	781,875
9 使用料及び手数料		15,033,862
1 使用料	1 使用料	12,487,011
2 手数料	2 手数料	244,030
3 証紙収入	3 証紙収入	2,302,821
10 国庫支出金		232,713,358
1 国庫負担金	1 国庫負担金	42,936,693
2 国庫補助金	2 国庫補助金	187,878,222
3 委託金	3 委託金	1,898,443
11 財産収入		2,301,769
1 財産運用収入	1 財産運用収入	1,579,859
2 財産売却収入	2 財産売却収入	721,910
12 寄附金		56,311
1 寄附金	1 寄附金	56,311
13 繰入金		27,356,785
1 特別会計繰入金	1 特別会計繰入金	103,137
2 基金繰入金	2 基金繰入金	27,253,648
14 繰越金		1
1 繰越金	1 繰越金	1
15 諸収入		26,575,842
1 延滞金、加算金及び過料	1 延滞金、加算金及び過料	341,482
2 果預金利息	2 果預金利息	40,831
3 公営企業貸付金元利収入	3 公営企業貸付金元利収入	208,000
4 貸付金元利収入	4 貸付金元利収入	12,830,219
5 受託事業収入	5 受託事業収入	5,628,465
6 収益事業収入	6 収益事業収入	4,906,997
7 利子割精算金収入	7 利子割精算金収入	269
8 雑収入	8 雑収入	2,619,579
16 果債		57,624,100
1 果債	1 果債	57,624,100
歳入合計	歳入合計	754,156,000

歳出	款	項	金額
1 議	1 議	1 議	1,450,874 千円
2 総務	1 総務	1 総務管理費	16,487,171
	2 企画費	2 企画費	16,014,529
	3 徴税費	3 徴税費	4,821,041
	4 市町村振興費	4 市町村振興費	32,901,885
	5 選挙費	5 選挙費	1,069,032
	6 防災費	6 防災費	3,097,755
	7 統計調査費	7 統計調査費	597,811
	8 人事委員会費	8 人事委員会費	177,697
	9 監査委員費	9 監査委員費	191,121
3 民生	1 民生	1 社会福祉費	106,282,635
	2 児童福祉費	2 児童福祉費	67,881,669
	3 生活保護費	3 生活保護費	29,438,087
	4 災害救助費	4 災害救助費	8,827,610
4 衛生	1 衛生	1 公衆衛生費	135,269
	2 環境衛生費	2 環境衛生費	33,280,258
	3 環境保全費	3 環境保全費	14,509,685
	4 保健所費	4 保健所費	1,720,326
	5 医業費	5 医業費	2,320,853
	6 保健衛生費	6 保健衛生費	1,880,833
5 労働	1 労働	1 労働費	6,948,773
	2 政治費	2 政治費	5,899,788
	3 職業訓練費	3 職業訓練費	3,928,363
	3 労働委員会費	3 労働委員会費	2,665,718
			1,131,129
			131,516

款	項	金額
6 農林水産業費		59,471,941 千円
	1 農業費	23,296,847
	2 畜産業費	3,128,750
	3 農地費	23,799,511
	4 林業費	1,812,611
7 商工費	5 水産業費	7,434,222
		44,433,620
	1 商業費	5,113,165
	2 工鉱業費	22,094,964
	3 観光費	17,225,491
8 土木費		106,301,162
	1 土木管理費	22,056,135
	2 道路橋りょう費	30,677,542
	3 河川海岸費	6,956,301
	4 港湾費	12,052,914
	5 都市計画費	20,153,011
	6 住宅費	8,127,536
7 空港費	6,277,723	
9 警察費		33,067,707
	1 警察管理費	30,021,506
10 教育費	2 警察活動費	3,046,201
		163,722,203
1 教育費	1 教育総務費	16,580,939
	2 小學校費	49,622,085
	3 中學校費	31,089,026
	4 高等學校費	43,395,252
	5 特別支援學校費	15,592,057
	6 社会教育費	3,980,401
	7 保健体育費	865,347
	8 大 学 費	2,597,096

款	項	金額
11 災害復旧費		3,398,866 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,800,000
	2 土木施設災害復旧費	1,532,492
12 公債費	3 教育施設災害復旧費	66,374
	1 公債費	70,391,251
13 諸支出金		70,391,251
		52,869,078
	1 ゴルフ場利用税交付金	556,508
	2 自動車取得税交付金	527,689
	3 公営企業費	643,726
	4 財政調整基金積立金	17,701
	5 県有施設整備基金積立金	850,591
	6 利子割交付金	194,052
	7 配当割交付金	407,040
	8 株式等譲渡所得割交付金	358,436
	9 利子割精算金	2,032
	10 退職手当基金積立金	7,082
	11 減債基金積立金	32,880
	12 地域振興基金積立金	417
	13 地方消費税交付金	23,599,730
14 地方消費税清算金	25,662,907	
15 特別会計等繰出金	8,287	
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		754,156,000

第2表 債務負担行為			
事 項	期 間	限 度	額
私立学校等教育振興費	平成29年度	30,000	千円
財政管理調査費	平成29年度から 平成33年度まで	22,365	
電子自治体推進事業費	平成29年度から 平成33年度まで	187,728	
公共関係事業推進費	平成29年度	47,000	
老人福祉施設整備費	平成29年度	794,560	
医学臨床研修事業費	平成29年度	卒後医学臨床研修事業に関する 沖縄県とハワイイ大学との契約額 918千円に為替相場の変動に伴 う額を加えた額を限度とする。	
農業近代化資金等利子補給金	平成29年度から 平成43年度まで	30,680	
経営体育成資金融通等利子補給金	平成29年度から 平成35年度まで	2,069	
平成28年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによつて損害を受けた場合の損失補償	平成28年度から 平成38年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行 うため金融機関等から資金を借 り入れた場合の総額245,483千 円に約定利息と損失が生じた場 合の損失額及びその利息を加え た額を限度とする。	
漁業近代化資金利子補給金	平成29年度から 平成48年度まで	19,928	
漁業災害対策特別資金利子助成金	平成29年度から 平成34年度まで	1,319	

事 項	期 間	限 度	額
農業研究施設整備費	平成29年度	1,167,540	千円
公共職業能力開発事業費	平成29年度	86,811	
機械類貸与事業損失補償	平成29年度から 平成37年度まで	54,600	
県制度融資損失補償	平成28年度から 平成47年度まで	273,501	
国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業	平成29年度	1,670,684	
「沖縄情報通信センター」指定管理料	平成29年度	4,164	
航空機整備基地整備事業	平成29年度	6,500,000	
「沖縄空手会館」指定管理料	平成29年度から 平成31年度まで	189,000	
社会資本整備総合交付金(内閣府)(道路街路課)(宜野湾北中城線)	平成29年度	800,000	
沖縄振興交付金(道路街路課)(平良下地島空港線)	平成29年度	260,000	
沖縄振興交付金(道路街路課)(石垣空港線)	平成29年度	80,000	
沖縄振興公共投資交付金事業費(那覇内環状線)	平成29年度から 平成30年度まで	251,667	
社会資本整備総合交付金(河川)	平成29年度から 平成30年度まで	138,333	
都市計画策定費	平成29年度	125,699	
都市モノレール建設推進費	平成29年度から 平成30年度まで	11,365,240	

事 項	期 間	限 度 額
公 営 住 宅 建 設 費	平成29年度から 平成30年度まで	2,025,200
公 共 離 島 空 港 整 備 事 業 費	平成29年度	1,285,697
県 単 離 島 空 港 整 備 事 業 費	平成29年度	780,233
企 画 管 理 費 (教 育 情 報 化 推 進 事 業)	平成29年度から 平成33年度まで	151,766
人 材 育 成 推 進 費 (県 外 進 学 大 学 生 支 援 事 業)	平成29年度から 平成34年度まで	87,360
一 般 管 理 運 営 費 (全 日 制 ・ 定 時 制 高 等 学 校)	平成29年度から 平成33年度まで	127,492
教 育 用 コ ン ピ ュ ー タ 整 備 事 業 費 (高 等 学 校 ・ 特 別 支 援 学 校)	平成29年度から 平成33年度まで	809,791
一 般 管 理 運 営 費 (特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 事 務 運 営 費)	平成29年度から 平成32年度まで	1,600
学 校 建 設 費	平成29年度から 平成30年度まで	3,811,998
施 設 整 備 費	平成29年度から 平成30年度まで	892,870
教 育 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	平成29年度から 平成33年度まで	454,910
情 報 管 理 費 (情 報 管 理 費)	平成29年度から 平成33年度まで	134,149
情 報 管 理 費 (I T 基 盤 整 備 事 業)	平成29年度から 平成33年度まで	228,420
犯 罪 鑑 識 費	平成29年度から 平成33年度まで	237,771

事 項	期 間	限 度 額
交 通 安 全 対 策 費	平成29年度から 平成33年度まで	119,614
交 通 規 制 費	平成29年度から 平成33年度まで	203,611
交 通 安 全 施 設 費	平成29年度から 平成33年度まで	171,557
出 納 事 務 費	平成29年度から 平成33年度まで	156,295

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
沖縄県消防学校施設等整備事業	66,100	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。
庁舎整備事業	268,100			償還方法は、元利均等、元金均等等による。
沖縄振興特別推進交付金事業	4,529,200	発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。		ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
総合行政情報通信ネットワーク高度化事業	525,200			
石綿健康被害救済制度推進事業	12,800			
公共事業等	14,694,500			
農業研究センター名護支所施設整備事業	615,500			
家畜衛生試験場移転整備事業	675,000			
沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)整備事業	11,100			
総合就業支援拠点機能強化事業	51,300			
県営住宅建設事業	1,948,700	(借入時期) 平成28年度。		
県単道路整備事業	136,900			
県単河川等整備事業	890,800	ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
県単離島空港整備事業	924,700			
高等学校施設整備事業	1,485,000			
特別支援学校施設整備費	319,000			
社会教育施設整備事業	645,200			
警察庁舎等施設整備事業	66,700			
交通安全施設整備事業	430,900			
災害復旧事業	727,400			
臨時財政対策債	28,600,000			
合計	57,624,100			

平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入		項	金額
1	繰入金	1 一般会計繰入金	257 千円
2	繰越金	1 繰越金	205,378
3	諸収入	1 貸付金元利収入	26,363
		2 雑収入	25,895
	歳入	合計	468
			231,998
歳出		項	金額
1	農林水産業費		56,604 千円
		1 農業費	56,604
2	公債費	1 公債費	116,929
3	繰出金	1 繰出金	116,929
			58,465
	歳出	合計	58,465
			231,998

平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成28年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ292,385千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	繰越金		20,473 千円
		1 繰越金	20,473
2	諸収入		271,912
		1 貸付金元利収入	271,912
	歳入	合計	292,385
歳出		項	金額
1	商工費		20,473 千円
		1 商業費	20,473
2	公債費		271,912
		1 公債費	271,912
	歳出	合計	292,385

平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰越金	金		184,680 千円
		1 繰越金	184,680
2 諸収入	入		335,483
		1 貸付金元利収入	335,483
歳入		合計	520,163
歳出		項	金額
1 中小企業振興費	費		520,163 千円
		1 中小企業振興費	520,163
歳出		合計	520,163

平成28年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成28年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ368,665千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		6,354 千円
		1 使用料	6,354
2	財産収入		3,209
		1 財産運用収入	3,207
		2 財産売却収入	2
3	繰入金		358,511
		1 一般会計繰入金	358,511
4	繰越金		1
		1 繰越金	1
5	諸収入		590
		1 雑収入	590
	歳入	合計	368,665
歳出	款	項	金額
1	土木費		368,665 千円
		1 空港費	368,665
	歳出	合計	368,665

平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成28年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ197,557千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入	款	項	金額
1 繰入金	金		5,678 千円
	1 一般会計繰入金		5,678
2 繰越金	金		75,452
	1 繰越金		75,452
3 諸収入	入		116,427
	1 貸付金元利収入		114,642
	2 雑収入		1,785
	歳入合計		197,557
歳出	款	項	金額
1 民生費	費		197,557 千円
	1 母子父子寡婦福祉費		197,557
	歳出合計		197,557

平成28年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成28年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,921,029千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

歳入	款	項	金額
1 分担金及び負担金		金	5,557,729 千円
2 使用料及び手数料		金	5,557,729
3 国庫支出金		料	630
4 財産収入		金	630
5 繰入金		補助金	4,348,000
6 繰越金		収入	61,127
7 雑収入		収入	936
8 県債		収入	60,191
		繰入金	927,999
		繰越金	927,999
		繰入金	124,308
		繰入金	124,308
		雑収入	36
		雑収入	36
		県債	901,200
		県債	901,200
		歳入合計	11,921,029
歳出	款	項	金額
1 土木費		費	10,553,354 千円
2 公債費		費	1,367,675
		1 都市計画費	10,553,354
		1 公債費	1,367,675
		歳出合計	11,921,029

事項	項目	期間	限度額
管理	運営費	平成29年度から平成31年度まで	151,200 千円
中部流域	下水道建設費	平成29年度	2,100,000

第 3 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	千円 901,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成28年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	901,200			

平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ354,053千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入		項	金額
1	国库支出金		206,046 千円
		1 委託	206,046
2	財産収入		19,344
		1 財産運用収入	19,344
3	繰越金		128,661
		1 繰越金	128,661
4	諸収入		2
		1 雑収入	2
	歳入合計		354,053
歳出		項	金額
1	土地管理業務費		235,649 千円
		1 土地管理業務費	235,649
2	予備費		118,404
		1 予備費	118,404
	歳出合計		354,053

平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,299千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰越金	金		34,486 千円
		1 繰越金	34,486
2 諸収入	入	1 県預金利子	150
		2 貸付金元利収入	16,553
		3 雑収入	1,110
歳入合計			52,299
歳出		項	金額
1 農林水産業費	費		52,299 千円
		1 水産業費	52,299
歳出合計			52,299

平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成28年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ411,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入	款	項	金額
	1 使用料及び手数料		千円
		1 使用料	225,884
	2 繰入金		
		1 一般会計繰入金	113,864
	3 繰越金		1
		1 繰越金	1
	4 諸収入		71,425
		1 雑入	71,425
	歳入	合計	411,174
歳出	款	項	金額
	1 中央卸売市場事業費		千円
		1 中央卸売市場事業費	312,775
	2 公債費		
		1 公債費	98,399
	歳出	合計	411,174

平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計予算

平成28年度沖縄県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算			
歳 入	款	項	金 額
1 繰 入	金		818 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	818
2 繰 越	金		6,751
		1 繰 越 金	6,751
3 諸 収 入			8,249
		1 貸 付 金 元 利 収 入	8,249
	歳 入	合 計	15,818
歳 出			
	款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費			15,818 千円
		1 林 業 費	15,818
	歳 出	合 計	15,818

平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,180,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳入		款	項	金額
1 財産収入	収入	1 財産運用収入		743,126
		2 財産売却収入		5,061
	繰越金			738,065
		1 繰越金		1
3 諸収入	収入	1 繰越金		1
		1 雑収入		42
4 県債	債			42
		1 県債		1,437,300
歳入		合計		2,180,469
歳出		款	項	金額
1 商工	費用			67,696
		1 工鉱業費		67,696
2 公債	費用			2,112,773
		1 公債費		2,112,773
歳出		合計		2,180,469

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (新港地区) 臨海郡土地 造成事業	千円 158,400	(借入方法) 証書借入又は証券 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成28年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合計	158,400			

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成28年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ599,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		136,875 千円
	1	使用料	136,875
2	繰入金		82,473
	1	一般会計繰入金	82,473
3	繰越金		24,914
	1	繰越金	24,914
4	県債		355,228
	1	県債	355,228
歳 入 合 計			599,490
歳 出		項 目	金 額
1	土木費		69,421 千円
	1	港湾費	69,421
2	公債費		530,069
	1	公債費	530,069
歳 出 合 計			599,490

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
宜野湾港 施設整備事業	177,800 千円	(借入方法) 証書借入又は証券 券発行による。 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成28年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め40年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	177,800			

平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ576,900千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	使用料及び手数料		380,386 千円
2	繰越金	1 使用料	380,386
		1 繰越金	1
3	諸収入		196,513
		1 延滞金、加算金及び過料	1
		2 雑入	196,512
	歳入	合 計	576,900
歳 出		項	金 額
1	商工費		487,202 千円
2	公債費	1 商業費	487,202
		1 公債費	89,698
	歳出	合 計	89,698
			576,900

平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ291,554千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入	款	項	金額 千円
1	財産収入		125,666
		1 財産運用収入	125,666
2	繰入金		142,543
		1 基金繰入金	142,543
3	繰越金		23,345
		1 繰越金	23,345
	歳入	合計	291,554
歳出	款	項	金額 千円
1	産業振興費		291,554
		1 産業振興費	291,554
	歳出	合計	291,554

平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ508,722千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳入		項	金額
1	使用料及び手数料		90,418
		1 使用料	90,418
2	繰入金		337,048
		1 一般会計繰入金	337,048
3	繰越金		12,456
		1 繰越金	12,456
4	県債		68,800
		1 県債	68,800
	歳入	合計	508,722
歳出			
	款	項	金額
1	土木費		282,769
		1 港湾費	282,769
2	公債費		225,953
		1 公債費	225,953
	歳出	合計	508,722

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾事業整備	千円 68,800	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成28年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	68,800			

平成28年度沖繩県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

平成28年度沖繩県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,884,375千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこととなる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		千円
	1 使用料	26,172	
2	財産収入		
	1 財産売却収入	533,222	
3	繰入金		
	1 一般会計繰入金	103,062	
4	繰越金		
	1 繰越金	19,233	
5	債		
	1 県債	1,202,686	
	1 県債	1,202,686	
	歳入合計	1,884,375	
歳 出		項 目	金 額
1	土木費		千円
	1 港湾費	190,398	
2	公債費		
	1 公債費	1,693,977	
	歳出合計	1,884,375	

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 城 湾 港 マリン・タウン 整 備 事 業	87,000 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成28年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利息等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	87,000			

平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成28年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,891千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳入	款	項	金額
1 繰入	金		52,995 千円
		1 一般会計繰入金	52,995
2 諸収	入		70,896
		1 雑入	70,896
	歳入	合計	123,891
歳出	款	項	金額
1 土木	費		31,470 千円
		1 道路橋りょう費	31,470
2 公債	費		92,421
		1 公債費	92,421
	歳出	合計	123,891

平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業 特別会計予算	
平成28年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。	
（歳入歳出予算）	
第1条	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,248千円と定める。
2	歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
	（地方債）
第2条	地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳入		款	項	金額
1 繰越	金			84
		1 繰越	金	84
	2 県	債		510,164
		1 県	債	510,164
		歳入合計		510,248
歳出		款	項	金額
1 土木	費			200,000
		1 港湾	費	200,000
2 公債	費			310,248
		1 公債	費	310,248
		歳出合計		510,248

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業	千円 308,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、(借入時期)平成28年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。)	償還期間は、据置期間を含め30年以上とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	308,200			

平成28年度沖繩県公債管理特別会計予算

平成28年度沖繩県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,553,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰入金	金		70,353,490 千円
	1 一般会計繰入金		70,353,490
2 県債	債		14,200,000
	1 県債		14,200,000
歳入		合計	84,553,490
歳出		項	金額
1 公債	費		84,553,490 千円
	1 公債費		84,553,490
歳出		合計	84,553,490

第 2 表 地 方 債				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	14,200,000 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成28年度	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	14,200,000			

平成28年度沖縄県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 2,188 床
- (2) 年 間 患 者 数 1,528,194 人
- 入 院 701,661
- 外 来 826,533
- 病 院 763,571
- 診 療 所 62,962

(3) 一 日 平 均 患 者 数

入 院 1,922 人

外 来 3,415

病 院 3,155

診 療 所 260

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業

新八重山病院施設整備事業

4,622,745 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病 院 事 業 収 益 57,506,046 千円
- 第1項 医 業 収 益 50,015,042
- 第2項 医 業 外 収 益 7,336,514
- 第3項 特 別 利 益 154,490

支 出

- 第1款 病 院 事 業 費 用 56,961,516 千円
- 第1項 医 業 費 用 55,974,662
- 第2項 医 業 外 費 用 772,959

第3項 特別損失	203,895
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,775,840千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

第1款 資本的収入	8,249,015 千円
第1項 企業債	4,806,300
第2項 他会計負担金	1,835,402
第3項 国庫補助金	1,607,313
支出	
第1款 資本的支出	10,024,855 千円
第1項 建設改良費	6,702,078
第2項 企業償還金	2,722,769
第3項 他会計借入金償還金	600,006
第4項 無形固定資産	1
第5項 国庫補助返還金	1

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 4,806,300千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、平成28年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医薬費用、医薬外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 33,006,942 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,117,745千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,886,162千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種別	名称	数量	
1 取得する資産	器械備品	電子カルテシステム	1

平成28年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市(ほか20市町村及び1企業団)
(2) 当年度総給水量	151,305 千 ³ m
(3) 一日平均給水量	415 千 ³ m
(4) 主要な建設改良事業	12,269,828 千円
イ 導送取水施設整備事業	5,458,815
ロ 北谷浄水場施設整備事業	4,724,261
ハ 名護浄水場施設整備事業	2,086,752

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 水道事業収益	29,320,732 千円	第1款 水道事業費用	29,315,419 千円
第1項 営業収益	16,709,423	第1項 営業費用	27,160,358
第2項 営業外収益	12,339,319	第2項 営業外費用	1,773,746
第3項 特別利益	271,990	第3項 特別損失	376,315
支		第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,924,482千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額312,892千円、過年度分損益勘定留保資金919,947千円及び減債積立金3,691,643千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	14,506,197 千円
第1項 企業債	3,069,000
第2項 国庫補助金	10,200,735
第3項 他会計補助金	562,022
第4項 固定資産売却代金	674,440

支出

第1款 資本的支出	19,430,679 千円
第1項 建設改良費	14,978,629
第2項 企業債償還金	4,119,155
第3項 国庫補助金返還金	32,895
第4項 投資	300,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
導送取水施設整備事業	平成29年度	5,569,263 千円
西原浄水場施設整備事業	平成29年度	1,219,385 千円
久志浄水場施設整備事業	平成29年度	910,494 千円
名護浄水場施設整備事業	平成29年度	764,907 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成29年度から平成30年度まで	3,350,221 千円
石川浄水場運転管理業務委託事業	平成29年度から平成33年度まで	587,270 千円
西原浄水場運転管理業務委託事業	平成29年度から平成33年度まで	455,555 千円
西系列取水ポンプ場等維持管理業務委託事業	平成29年度から平成33年度まで	257,688 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限度額 3,069,000千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行

4 利率 年9%以内

5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,266,343千円
 - (2) 交際費 150千円
- (他会計からの補助金)

第10条 臨時財政特別償等の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,314千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量	処分の態様
1 処分する資産	土地 旧石川浄水場用地	36,407.14㎡	売却い

平成28年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	98事業所
(2) 当年度総給水量	7,740 千 ³ m
(3) 一日平均給水量	21 千 ³ m
(4) 主要な建設改良事業	49,858 千円
イ 導水施設整備事業	41,922
ロ 久志浄水場施設整備事業	7,936

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	688,830 千円
第1項 営業収益	303,100
第2項 営業外収益	385,729
第3項 特別利益	1

支出

第1款 工業用水道事業費用	688,753 千円
第1項 営業費用	670,066
第2項 営業外費用	18,186
第3項 特別損失	1
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,491千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額669千円、過年度分損益勘定留保資金26,958千円及び減価償立金24,864千円で補てんするものとする。）。

収 入	入
第1款 資 本 的 収 入	100,675 千円
第1項 国 庫 補 助 金	33,654
第2項 他 会 計 補 助 金	17,148
第3項 投 資 償 還 金	49,873
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	163,166 千円
第1項 建 設 改 良 費	61,153
第2項 企 業 債 償 還 金	52,012
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	1
第4項 投 資	50,000

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導 水 施 設 整 備 事 業	平成29年度	13,514 千円
久 志 浄 水 場 施 設 整 備 事 業	平成29年度	80,899 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費
(他会計からの補助金)
- 35,245 千円

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、73,412千円である。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 尚生堂
〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号